

その他の建築工事業における移動式クレーンを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	18～ 19	自社の車庫において、ユニック車のアーム部分のワイヤーを直そうとした際、誤って持っていたリモコンを作動させ、ギア部分に指を挟み負傷した。	38	—
1	11～ 12	当社資材置場兼作業場で、鋼管をユニックで片づけ業務をしている際、私とユニック作業員との連絡（合図）が上手く伝わらず（日本語が上手くなく、聞き違い等があり）、先に荷下ろしされていた鋼管とユニックで移動していた鋼管との間に手が挟まり、右手人差し指の肉が剥がれ、第一関節から切断した。	47	—
4	7～8	牧場牛舎新築工事現場において、被災者が現場に置いてあった移動式クレーンRFの雪を取り除くため車体に上がり、除雪作業を行っていた際、移動中に足が滑り、背中より約1.5m下の地面に落下し負傷した。	54	1 ～ 9
7	15～16	資材置場でトラックからユニックで材料をおろす際、材料がゆれ顔に当たってケガをした。	36	1 ～ 9
7	17～18	被災者は本社倉庫にて商品の荷受け作業をしていた所、ぶら下げ形のトロリーがレーンにしっかりとかかっておらず落下させてしまい、顔面にぶつけてしまった。右目下あたりを打ち、症状がひどくなかったためにそのまま作業を続けていたが、後日腫れがひどくなった。	26	10 ～ 29
7	6～7	倉庫奥に停めた3tユニックに荷積中、昇降に使用していた足掛けの部分から足を滑らせ、後ろ向きに地面へ落下し、尻もちをつく形から腕・頭と倒れた。その後、自力で立ち上がって作業を続け、現場へ運転して行くも、痛みが治まらなかったため受診した。	72	10 ～ 29

9	11～ 12	個人宅外溝工事において、植木の伐採作業中、ユニックにて枝木を吊り、約3m上の木に登り切断作業をしていたところ、ユニックで吊っていた枝木が腰部に接触し、バランスを崩して地面に転落。その際、地面に左手をついたため、左手首を骨折した。	53	1 ～ 9
10	16～ 17	敷地内において社長からトラックに積んであるラッセルシート100枚前後を降ろすように言われ数名で作業を行っていてトラックの荷台に上がって作業しようとした際に前方にあったトラックのクレーン部分に誤って頭をぶつけてしまい負傷した。	35	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html